

令和5年度 税制改正に対応

# インボイス制度

でどう変わる？

## 会計事務所の業務フローまるわかりガイド



# 本資料の目的と内容

## 本資料の対象となる方

インボイス制度については把握しているが、業務にどう影響があるかはまだイメージができていない



## 本資料でわかること

### インボイス 制度の概要



制度について簡単な概要を説明します。すでにインボイス制度の内容をご理解いただいている前提ですが、必要な内容を確認いただけます。

### 顧問先への 影響をイメージ



インボイス制度によって顧問先がどのように業務が変わるのか、想定される影響がイメージできる内容をお伝えいたします。

### 事務所業務への影 響をイメージ



インボイス制度によって顧問先がどのように業務が変わるのか、想定される影響がイメージできる内容をお伝えいたします。

※インボイス制度に関わる機能については実装前のため、開発予定の変更や仕様の変更がある可能性があります。※法令については2023年4月時点の内容に基づいております

# もくじ

01	インボイス制度の概要	P4
02	令和5年度 税制改正のポイント	P7
03	事業者（顧問先）への影響	P12
04	会計事務所の業務への影響	P17
05	マネーフォワードのインボイス制度対応	P29
06	決済関係をよりスムーズに	P37
07	まとめ	P44
08	お役立ち資料のご紹介	P46

# 01

## インボイス制度の概要

# インボイス制度とは？

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは、2023年10月1日から導入される新しい仕入税額控除の方式です。これにより事業者の消費税の納税額の計算要件が変更されます。

## 請求書に記載する項目を追加

- ① 登録番号、
- ② 税率ごとに区分した消費税額の記載が追加

請求書		2023年10月2日
MFC株式会社 御中	株式会社マネーフォワード	
	登録番号: T6011101063359	
ご請求金額 328,000円		
2023/9/1	品目A	200,000円
2023/9/15	品目B ※	100,000円
※軽減税率対象品目です		
	小計	300,000円
	消費税	28,000円
	合計	328,000円
内訳		
10%対象	200,000円	消費税 20,000円
8%対象	100,000円	消費税 8,000円

## 仕入税額控除の新たな要件に

インボイスではない請求書では仕入税額控除が受けられなくなります



### 仕入税額控除とは

二重、三重に税がかかることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みです。

## 発行事業者への登録が必要

インボイスを発行できるのは税務署に登録した「適格請求書発行事業者」に限ります



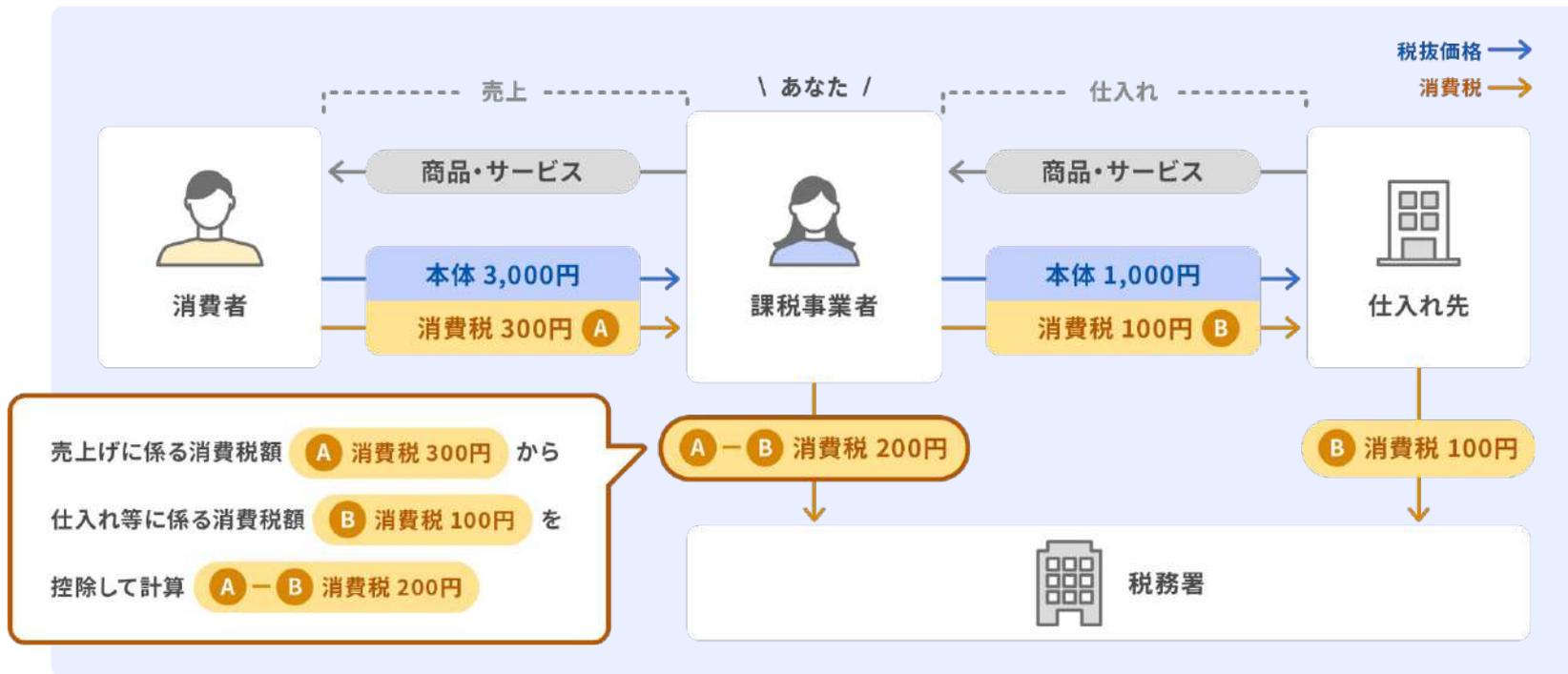
### 消費税の免税事業者の対応

課税事業者でなければ「適格請求書発行事業者」の登録はできません。

免税事業者が登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要があります。

# インボイス制度の仕入税額控除

生産、流通などの各取引段階で二重、三重に税がかかることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みです。



## 令和5年度 税制改正のポイント

## 仕入税額控除に係る経過措置（2割特例）

インボイス発行事業者になるために、免税事業者から課税事業者になることを自ら選択した場合、3年間（令和5年10月1日から令和8年9月30日まで）は負担軽減措置により、**消費税負担は売上にかかる消費税の2割のみ**でよくなります。

小規模事業者や個人事業主が任意でインボイス発行事業者となる場合も、**少なくとも3年間は負担が減少する**でしょう。



当該適用を受けるためには

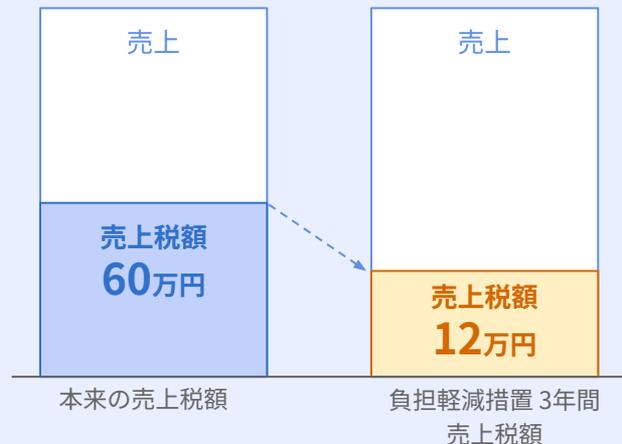
**確定申告書** にその旨を付記する必要があります

- 課税期間の特例適用を受けている場合、及び令和5年10月1日以前から課税事業者選択届出書を提出したことにより、引続き課税事業者となる場合は適用されません。
- 簡易課税選択届出書を提出している場合においても、申告時に2割特例か簡易課税のどちらを適用するか選択が可能です。なお、簡易課税を選択する場合は、みなし仕入率を適用することになります。みなし仕入率が90%である第1種事業の卸売業であれば簡易課税の適用を受ける方が有利となる場合もありますが、第3種事業から第6種事業に該当するのであれば、2割特例を適用する方が有利になると考えられます。
- 本適用を受けた課税事業者が、当該適用を受けた翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その課税期間から簡易課税を適用することができるようになりました。これは、2割特例が終了する令和8年10月以降においても継続する予定となっており、簡易課税選択届出書を提出していなかった場合の不慮の事故を避けることが目的となっています。つまり、本則課税よりも簡易課税を選択したほうが有利であることが明らかな事業者においては、事前に簡易課税選択届出書を提出しておくことが望ましいでしょう。

課税売上額が **60万円** の場合

本来の売上税額は60万円のところ、  
3年間は60万円の2割にあたる12万円でOK！

負担軽減措置（3年間）⇒ **60万円×2割 = 12万円**



## 少額取引に係る経過措置（少額特例）

基準期間（前々年または前々事業年度）の課税売上高が1億以下または特定期間（前年または前期首から6ヶ月）における課税売上高が5,000万円以下である事業者に対する緩和措置です。

6年間（令和5年10月1日から令和11年9月30日まで）の間に国内において行う課税仕入について、**その対価が1万円未満の仕入・経費のインボイスが不要**となります。

1万円未満なので、備品・消耗品の購入や、社員の立替金精算が主な対象になります。

※現行、税込3万円未満の取引について、請求書等の保存が不要となっていますが、当該特例は令和5年9月で廃止されます。

### 【補足】インボイスの保存義務が免除されるもの

- 税込3万円未満の公共交通機関による旅客の輸送
- 税込3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
- 入場券等が回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員に支給する出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当

# 返還インボイスの交付義務の見直し

恒久的な措置として、**1万円未満の返還インボイス（適格返還請求書）が不要**になりました。

もともとは、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（**返還インボイス**）の交付義務が課されることとなっていました。



この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた  
・**振込手数料** ・**売上値引き** ・**その他の経費**等を、売手が処理する場合に新たな事務負担になる、との懸念がありました。



上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、**1万円未満の返還インボイスについては、交付義務を免除**とすることとなりました。

## 適格請求書発行事業者登録制度についての見直し

今まで、令和5年10月1日の制度開始時点から登録を受けようとする場合には、令和5年3月31日までの提出が求められていましたが、4月以降に登録申請書の提出に「困難な事情」の記載が不要となりました。そのため、実質的に9月30日までに登録申請書を提出すれば、適格請求書発行事業者の登録が可能です。制度開始後は、最短15日以後の登録日になってしまうため、実務上早めに登録申請作業は済ませておくとうよいでしょう。

課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合は、その適用を受けようとする**15日前の日までに登録申請書を提出**すれば良い（現行1ヶ月前）



適格請求書発行事業者がその登録の取り消しをする場合は、その取り消しをしようとする日の**15日前までに届出書を提出**すれば良いこととなりました。（現行30日前の日の前日）



令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合は、提出する日から**15日を経過する日以後の日を登録希望日**として記載する

## 事業者（顧問先）への影響

# インボイス制度で事業者がうけると思われる影響

インボイス制度に対応するためには下記の課題が考えられます。

受領者

証憑確認の  
工数が増える



発行者

インボイス対応の請求書  
の発行が必要になる



受領者

発行者

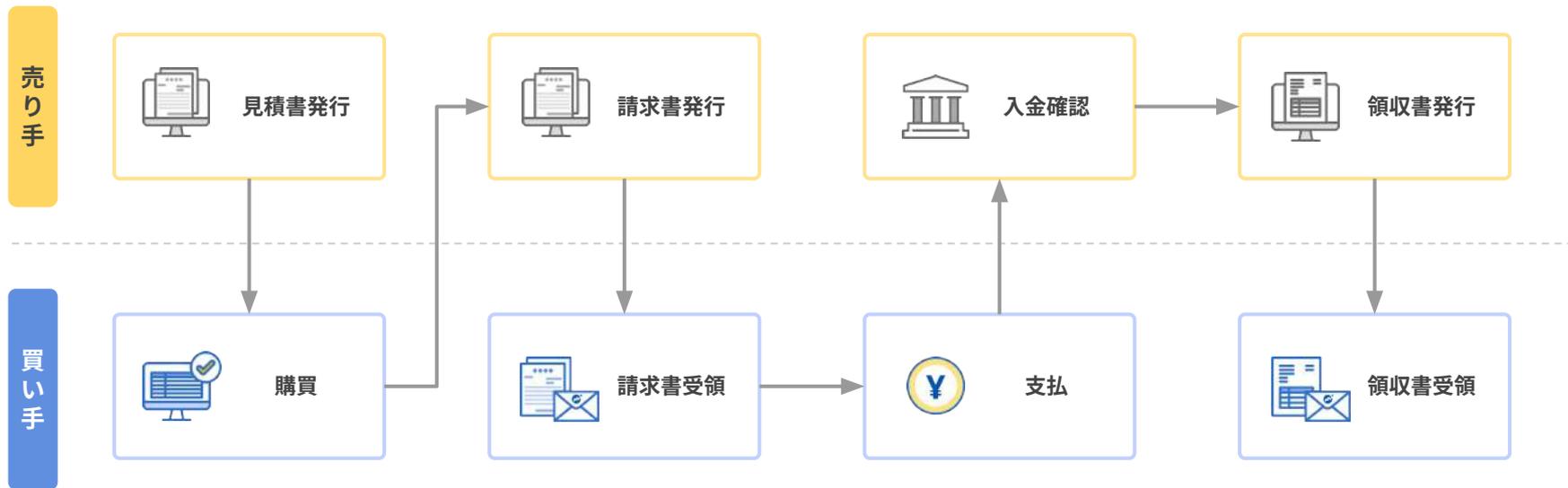
インボイス制度対応の  
システム導入



# 業務フローへの影響

Before

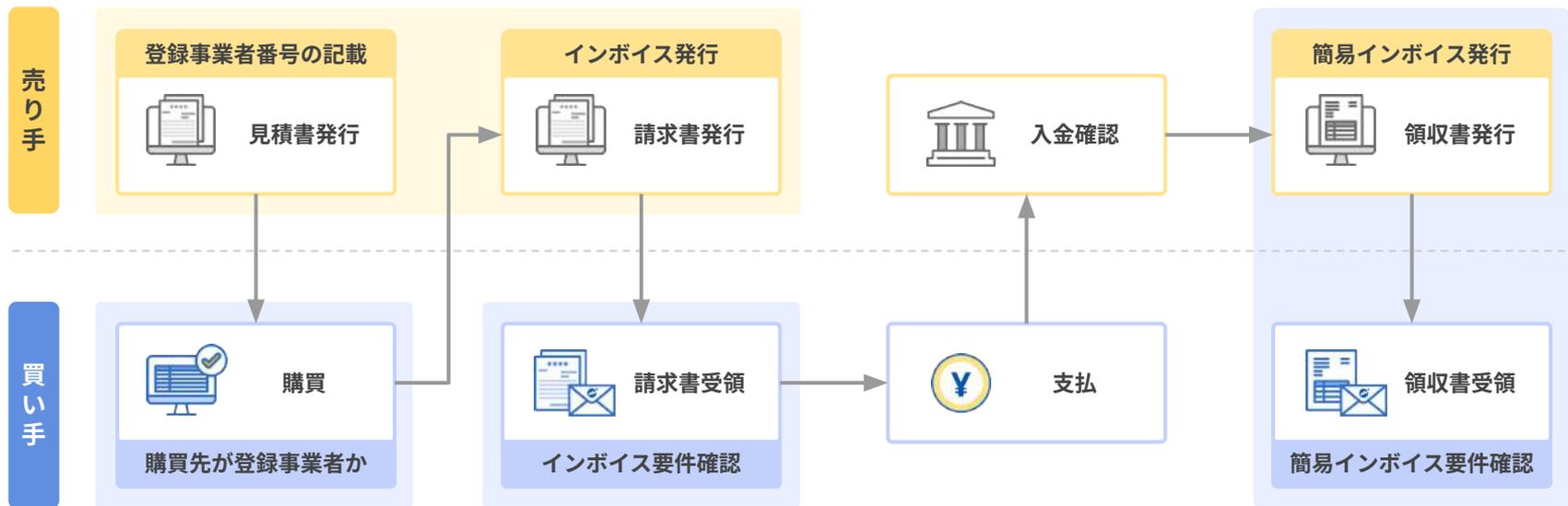
事業者（顧問先）は基本的に売り手であり買い手であると考えられます。インボイス制度の対応でどのような影響があるでしょうか。



# 業務フローへの影響

After

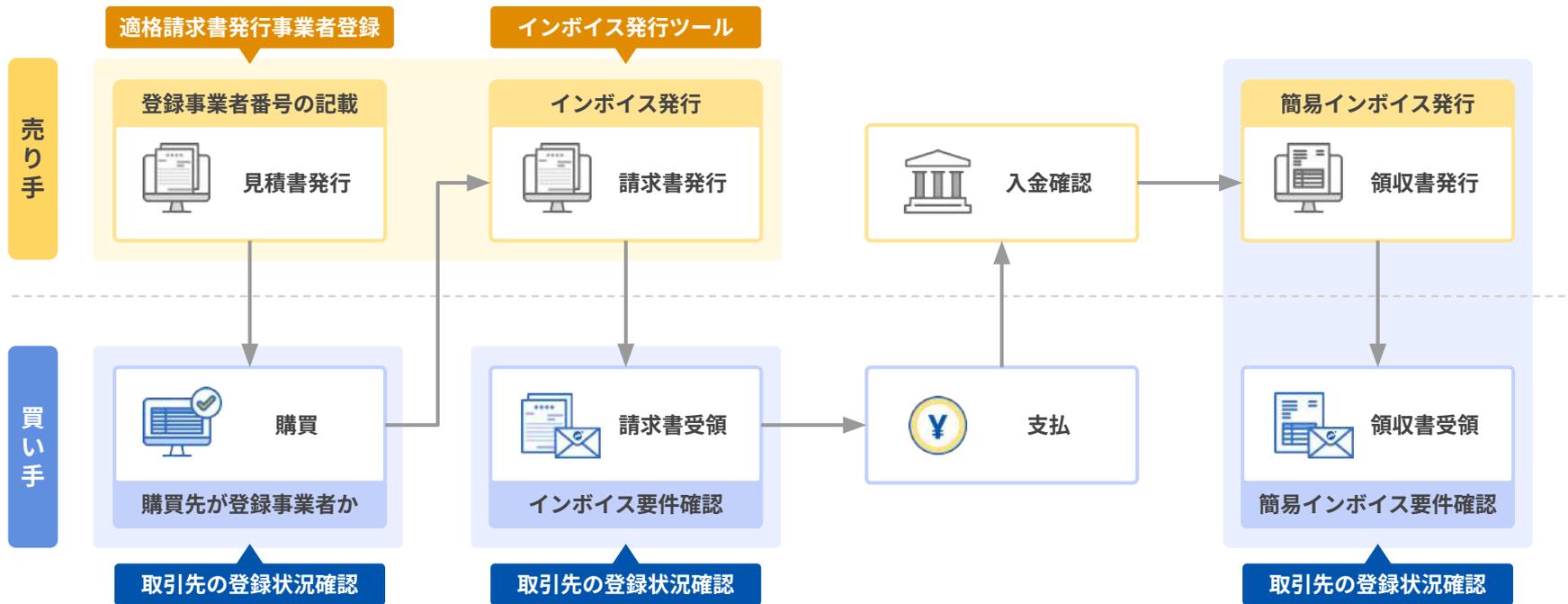
業務フローには大きい影響はありませんが必要なこと、確認すべきことが発生します。



インボイスの記載事項については請求書にすべて書かれている必要はなく、記載事項が見積書・請求書・領収書等で網羅されていれば良いとされています。売り手側としては実務上はどの書類にどの記載事項を載せるかを検討していく必要があります。

# 業務フローへの影響

After



POINT /



業務フローに大きな変更はありませんが、確認作業が増えるイメージです

## 会計事務所の業務への影響

# インボイス制度で会計事務所が受ける影響

顧問先の業務が変わることで会計事務所も影響を受けます。（顧問先との交渉で誰がどこまでやるかを確認する必要が発生すると思われます）

顧問先への影響

受領者

証憑確認の  
工数が増える

発行者

インボイス対応の請求書の  
発行が必要になる

受領者

発行者

インボイス制度対応の  
システム導入

会計事務所への影響



入力内容の増加  
チェック項目の増加で  
工数が増える



発行する際の  
インボイス対応の請求書の  
内容確認が必要

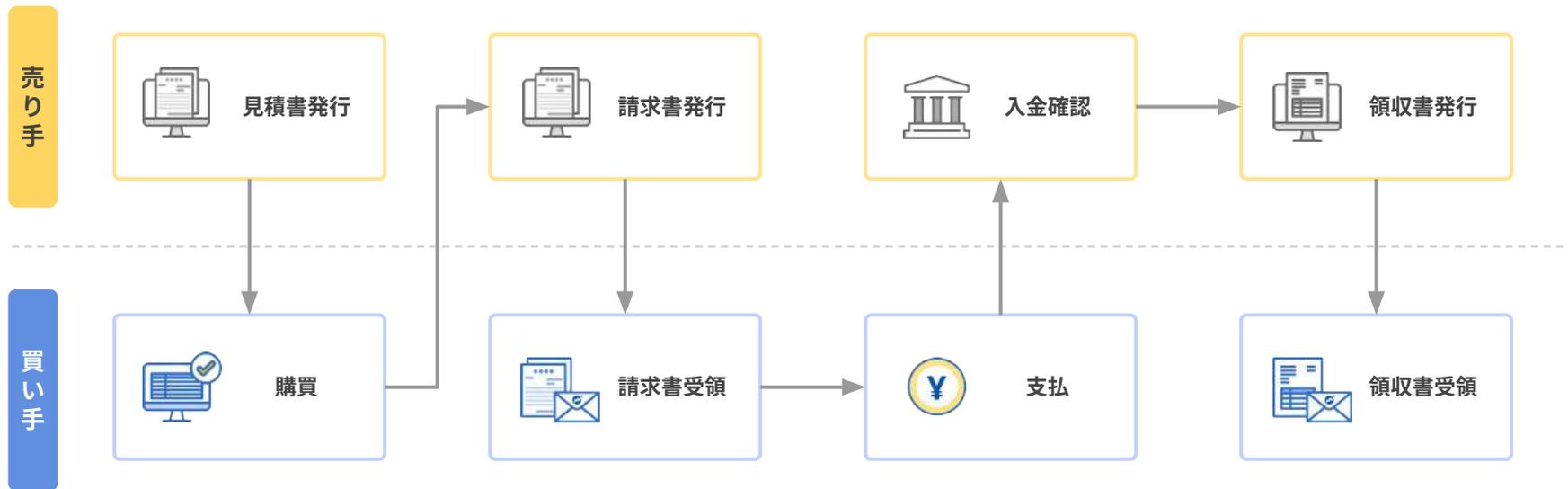


インボイス対応の請求書の  
発行システムからの  
記帳方法を決定する

# 業務フローへの影響

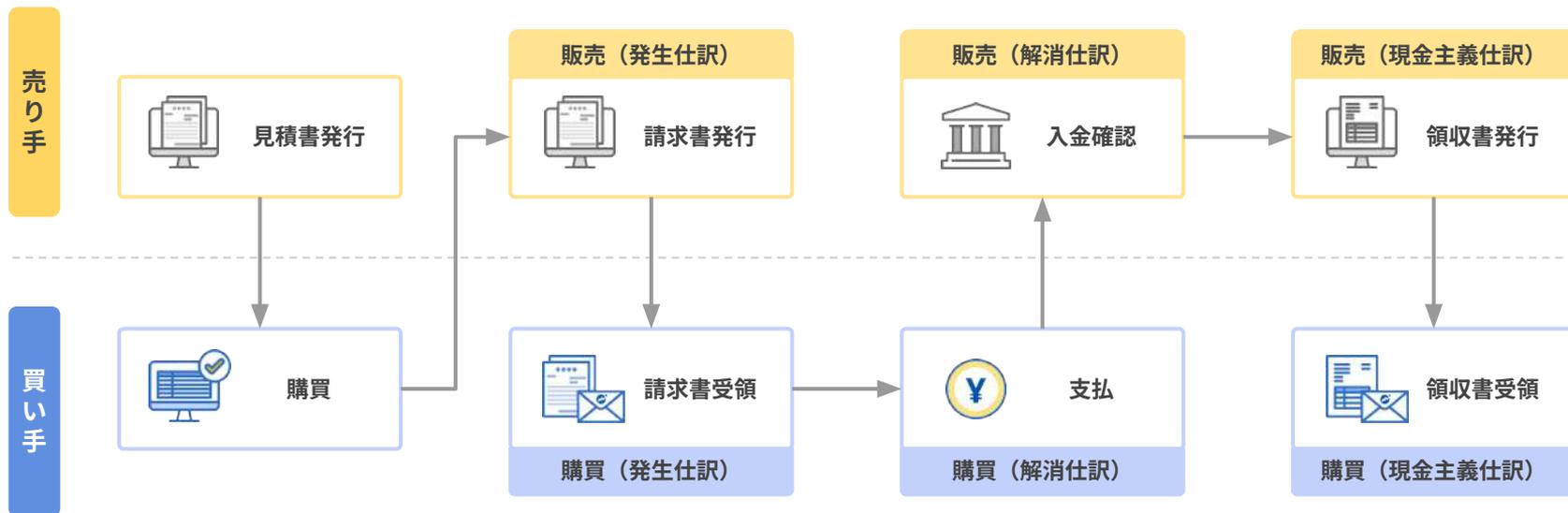
Before

基本的には顧問先の取引に応じて記帳業務が発生すると考えられますので顧問先のフローをベースに確認していきます。



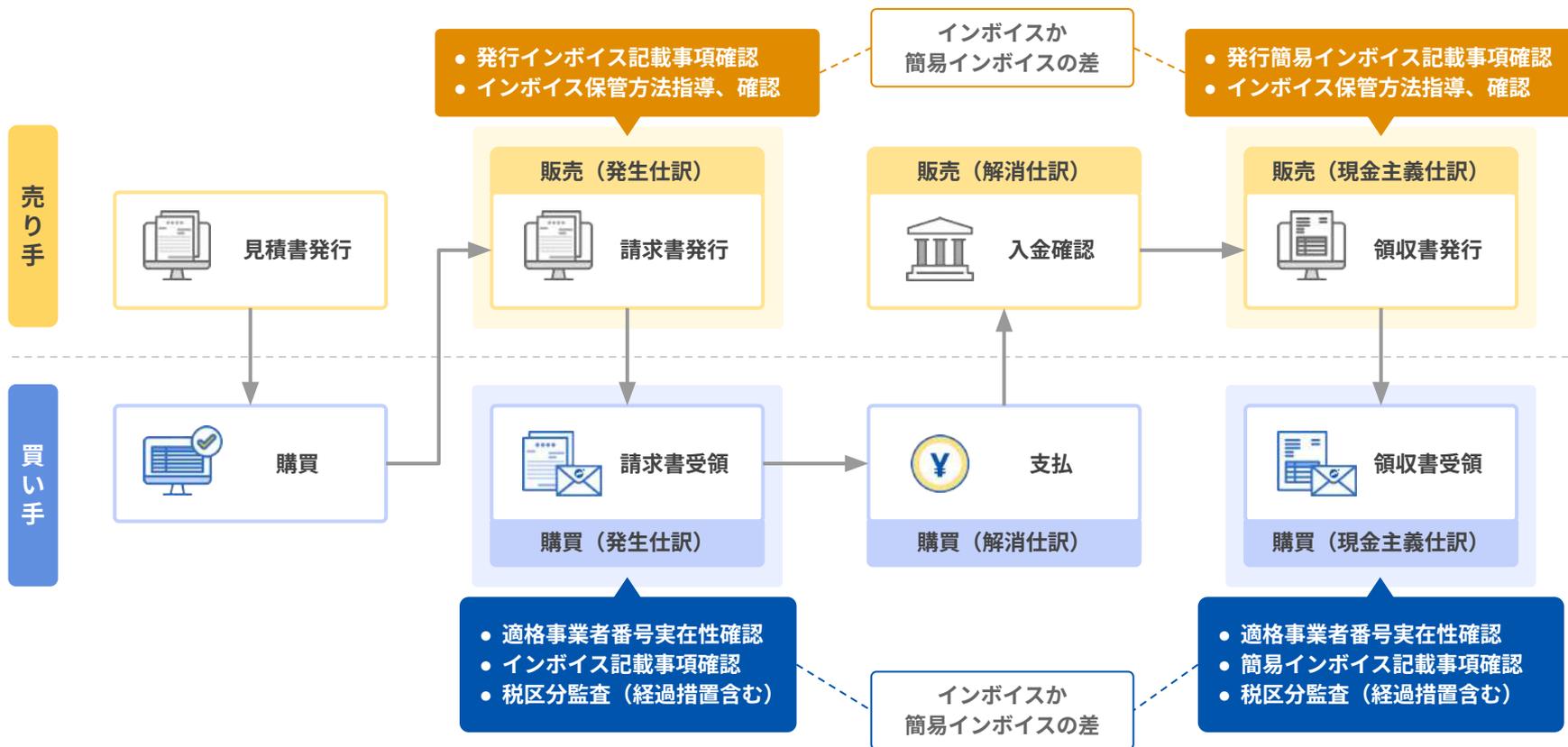
# 会計事務所業務フローへの影響

Before



# 会計事務所業務フローへの影響

After



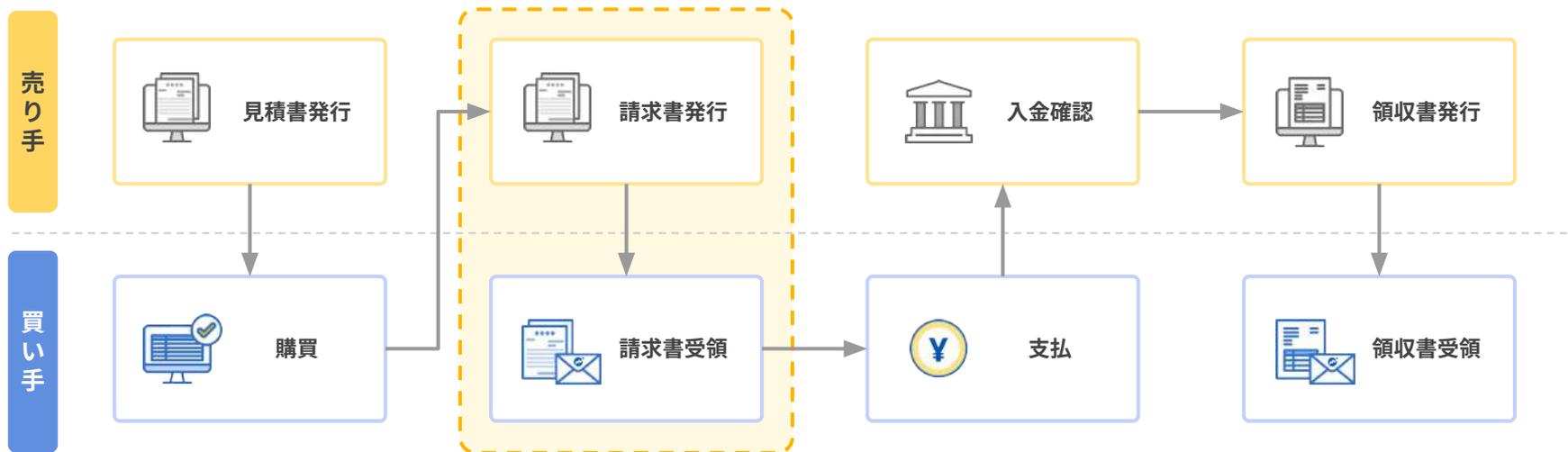
## 04 会計事務所の業務への影響

# 気になる点を深掘り

# 1) 使用ソフトとワークフローの型は会計事務所で固めておく と安心

インボイス制度に対応するために請求書発行ソフトや請求書受領ソフト等を導入される方も多いため、顧問先様から何を導入すれば良いのか質問を受けることも想定されます。

そのような場合に、**会計事務所側で使用する請求書ソフトや想定するワークフローを固めておき、どの顧問先でもできるだけ同一のやり方で進められるようにすると、実務上スムーズに対応ができる**と考えられます。



## 2) インボイス施行後の証憑回収の例示とケーススタディ

### インボイス施行後における証憑回収で注意すべきところ

インボイス制度によって変わる証憑回収と注意が必要な証憑（受領者側）

#### インボイス制度に伴う確認事項

**事務所**が全証憑を預かって判断をし、  
以降の提出が必要な資料を指導する

##### 会計事務所

口座振替の家賃等、契約書を継続参照するものなどは資料の更新があるはずなので一度回収し確認する。

##### 顧問先

手元にある今まで提出していなかったものや、制度にともない更新されたものすべてを提出し移行は指示に従う。

**顧問先**が事務所の指導を基に必要な書類を判断し、  
必要証憑を提出する

##### 会計事務所

インボイスで各種証憑にどのような変更があり得るか告知し、必要な資料を指導する。

##### 顧問先

事務所からの指導から提出資料を自己の判断の基に、新しい基準に更新する。



原証憑を確認しない、ということが難しくなり証憑を預からない場合のリスクと  
顧問先にどこまで責任を負ってもらおう説明する必要がある

## 2) インボイス施行後の証憑回収の例示とケーススタディ



### Case Study 01 家賃などの契約を基に口座振替取引の証憑は？

参考：消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A

インボイス制度では適格請求書の記載要件は一の書類で満たす必要はなく、複数の書類を合わせて記載要件を満たすことができるとされています。例えば **契約書上で適格請求書発行事業者としての基本情報（登録番号など）を記載** したうえで、口座振替時に銀行から振込金受取書等を合わせることで、都度インボイスが発行されなかったとしても、適格請求書としてみなすことができると国税庁のQ&Aに記載されています。ただ、これは実質必要書類が増えることを意味します。そのため回収資料は確認が必要になります。

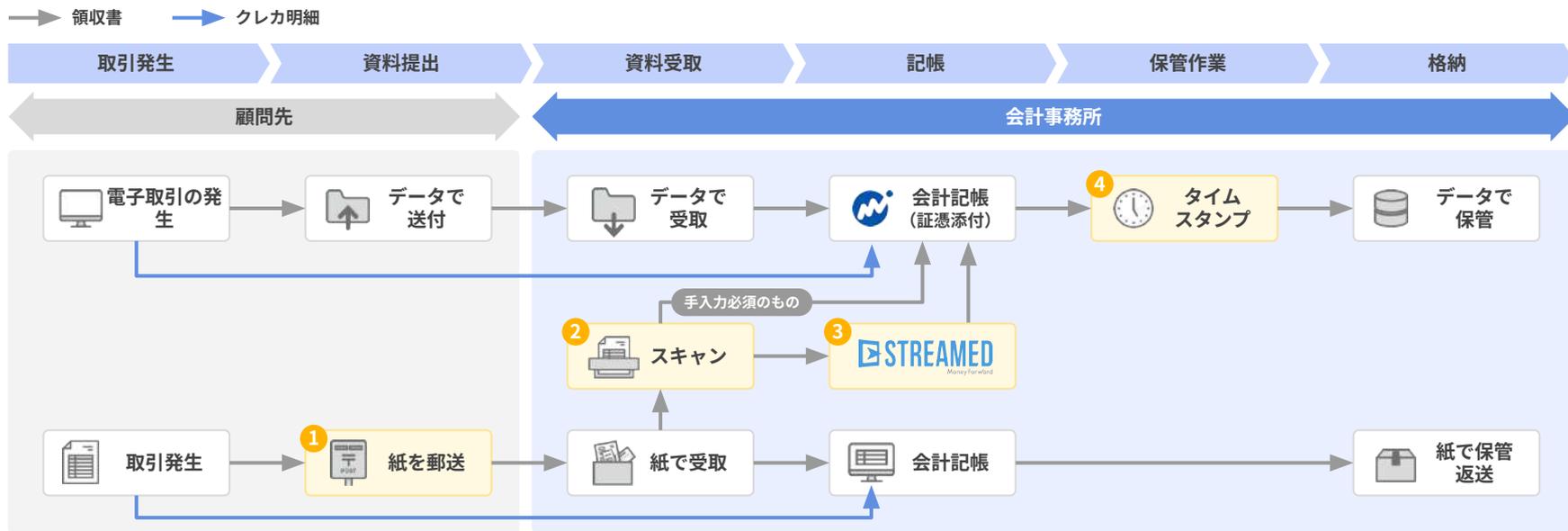


### Case Study 02 クレジットカードなどから連携して入力する場合は？

マネーフォワードクラウドのように、**他サービスから連携して仕訳を計上するようなサービスを使っている場合は、原証憑を確認** してインボイスに係る内容を確認する必要があります。しかし、特段の約束がない限り明細と証憑の突合が必要になると考えられます。例えば紙で提出してもらって目視確認したり、登録された仕訳に証憑を添付したり、OCRやBPOサービスで重ねて記帳して画像データをクレジットカード利用明細と紐づけたりとどこまで厳格に、どこまで人力で、どこまでツールに任せるかという判断は事務所ごとのリスク許容度によって異なると考えられます。

### 3) クレジットカード支払いの仕訳についてさらに深掘り

記帳業務においてクレジットカード連携によってクレカ明細からの仕訳化は可能ですが、インボイス対応のため領収書等の取得・確認は必要となります。紙の領収書または電子の領収書に合わせて取得の方法・仕訳との紐づけの方法を検討しましょう。



#### ① 顧問先への影響

事務所ではスキャンする工程が増えますが、顧問先は追加で何かをする必要がありません。

#### ② 手入力や添付が必要

複数枚にわたる請求書等、保存が必要な証憑が仕訳作成の過程で添付されない場合は手動で添付する必要があります。

#### ③ STREAMEDは有効

スキャンデータを仕訳化する以外にも、証憑データの保管先という使い方もできます。  
※STREAMEDは紙証憑の自動記帳化サービス

#### ④ 電帳法対応もする場合

電帳法対応でスキャン保存する場合はタイムスタンプ付与もする必要があります。

## 4) インボイス施行後の顧問先との役割分担の例示とケーススタディ

インボイス施行後における顧問先と事務所のやり取りで考えないといけないこと  
インボイス制度へ適正に対応するための役割分担と懸案事項、そのパターン例示（受領者側）

### 適格請求書発行事業者の登録番号の確認

#### 事務所が適格請求書発行事業者の登録番号を入力確認してくれるツールを使う

##### 会計事務所

記帳代行契約で記帳するときにOCRやBPOサービスで入力。国税庁HPと照合してくるツールだとおおい。

##### 顧問先

取引先が適格請求書発行事業者かどうかなど、購買活動上の必要事項を確認をすればよい。

#### 顧問先が適格請求書発行事業者の登録番号を入力、確認する

##### 会計事務所

顧問先の指導とともに、顧問先での誤入力や確認漏れがあった際の責任の所在を明確にする必要あり。

##### 顧問先

インボイスに関わる入力と確認知識の習得。  
現在の記帳方法に合わせたインボイスに関わる情報入力。



インボイスに係る事項を「いつ」「だれが」「どうやって」入力・確認するか、だれがどこまで責任を負っているのか明確にすることが肝要

## 4) インボイス施行後の顧問先との役割分担の例示とケーススタディ

### Case Study 01

### Excel等の出納帳で入力してもらっている場合は？



出納帳のみの提出で記帳する場合は、Excelにインボイスに係る内容の入力をしてもらう必要があるでしょう。

顧問先が入力や確認の正誤に責任を持っているのであれば、指導を徹底する必要や、**消費税計算における責任の所在を明確に**した覚書などがあるといいでしょう。

正誤確認の責任は事務所が持つ場合、証憑提出してもらい突合する必要があります。  
完全に代行にして代行分の顧問料をいただいたほうがいいのかもありません。

### Case Study 02

### どのくらいのスパンで確認するのか？



基本的にインボイス制度への対応は消費税申告に影響するものです。

事務所の方針によって当然異なるとは思いますが消費税に関する **監査をするタイミングでチェック** することが多いのではないかと考えています。

ただ、通常の消費税監査でも大変ですから業務負荷の増加は簡単に受け入れられるものではないと思われます。

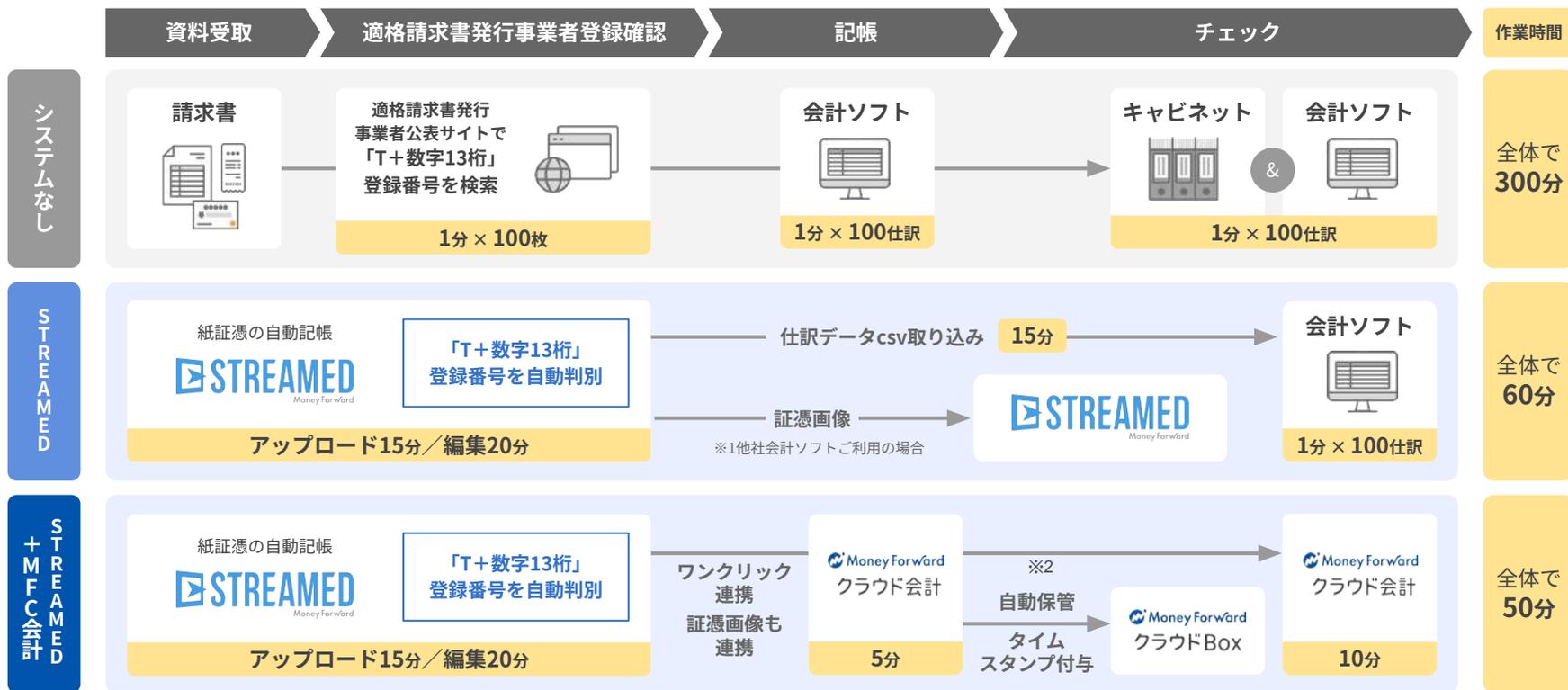
適格請求書発行事業者であった事業者が登録に変更がある可能性もあります。

どこまで、どのくらいのスパンで確認し、顧問先にはどの様に報告するのかを決めておくことが必要になると同時に、制度理解等顧問先への指導もより重要になるでしょう。

## マネーフォワードの インボイス制度対応

# 会計事務所（記帳代行）におけるインボイス制度対応の全体像

100枚の領収書を処理する場合



※2 プランによってはマネーフォワードクラウドBoxによるタイムスタンプの対応ではなく、STREAMEDと事務処理規定による対応が必要になる場合があります。

# マネーフォワードクラウドのインボイス制度対応（一部記載）

サービス		対応	詳細
請求書発行		インボイス対応の請求書発行	適格請求書登録番号の登録
		複数書類をインボイスとする場合の対応	組み合わせでインボイスになる納品書と請求書を発行
受領・保存		電子帳簿保存法検索機能要件の自動読み取り	「取引日・取引先・取引金額」の自動読取に対応
		請求書の自動読取	適格請求書に記載されている各種項目の自動読取に対応
受領・保存		適格請求書発行事業者番号のデータ化	適格請求書に記載されている 適格請求書発行番号の読み取り及びデータ化が可能
		適格請求書発行番号の自動判別	国税庁のデータベースを参照し、 発行事業者が適格請求書発行事業者か判別
		適格判定を実施	取引日が、該当の登録事業者の有効期間内に含まれていることを確認できた場合に適格となるよう「適格判定」を実施
会計・申告		適格請求書発行事業者の登録・管理・照合機能	登録番号を入力すると、適格請求書発行事業者公表サイトに照会を行い、入力した登録番号に紐づく事業者の情報が自動で表示
		適格チェックボックスの新設	適格請求書発行事業者との取引か、それ以外の者との取引か区別が可能
		経過措置に応じた仕入税額控除額の集計・表示	適用を受ける経過措置に応じた仕入税額控除額を集計・表示
		消費税の新計算方法への対応	インボイス制度後に適用される消費税の新しい計算方法に対応

# STREAMEDとは？

紙をスキャンするだけで仕訳データ化する **クラウド記帳サービス**



## 1営業日でデータ化

アップロードした証憑は、遅くとも1営業日以内<sup>※1</sup>に仕訳データとして納品します。仕訳データは、必要に応じて自由に編集可能です。

※1 前営業日の19時までのご依頼分が対象です



## 手書きでも99.9%の正確性

ダブルチェックをする業務フローと、手書きや複雑な証憑は人が見ることにより99.9%<sup>※2</sup>正確にデータ化します。

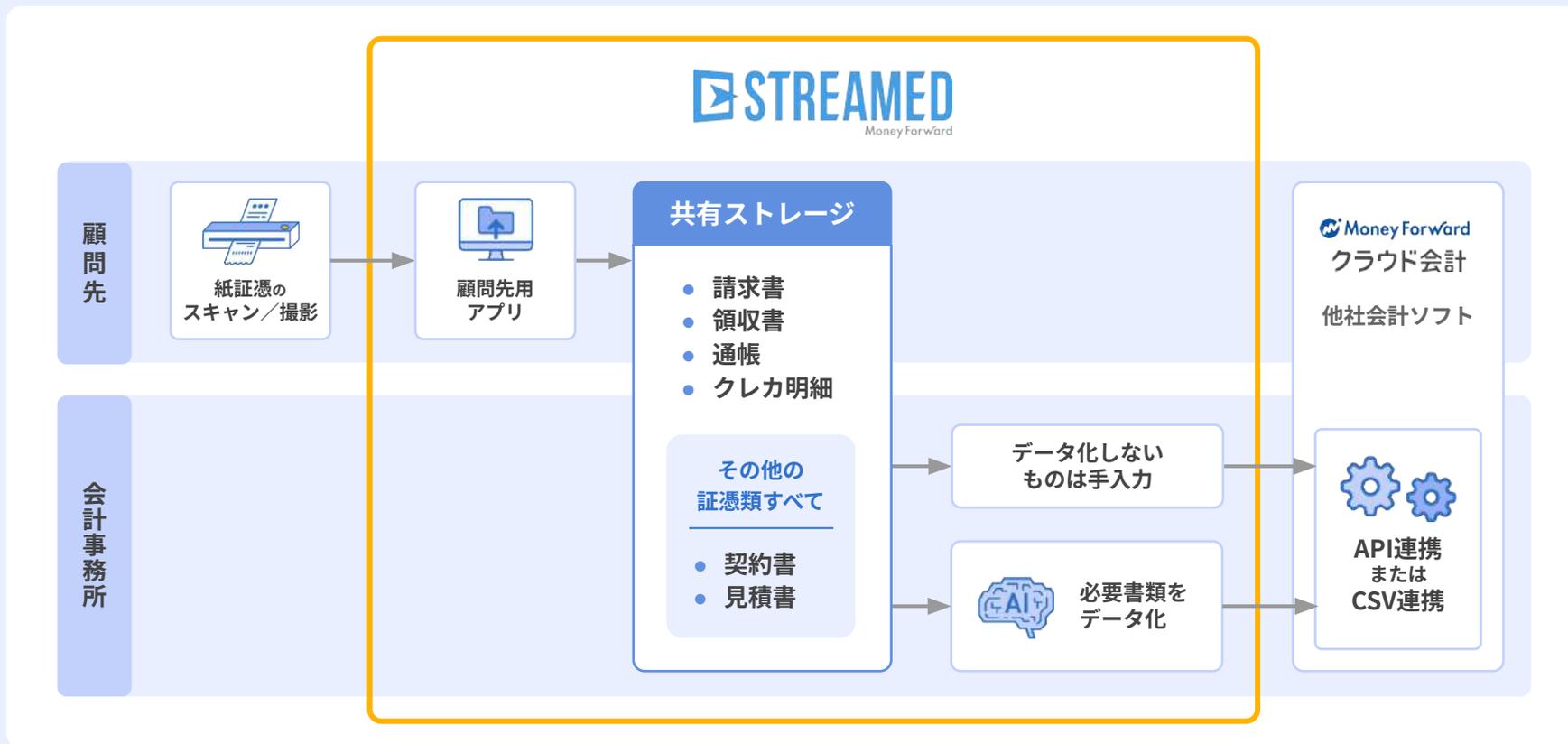
※2 クラビス社調べ。ユーザーからのフィードバックをもとに算出



## 会計ソフト変更不要

国内17の主要会計ソフトに対応しているため、わざわざ会計ソフトを買い換える必要はありません。仕訳データは、お使いの会計ソフトを選んでCSV形式で出力し、そのまま取り込めます。

# 記帳代行プラットフォームとしてSTREAMEDをアップデート



# インボイス要件の確認

領収書・請求書のデータ化時には、新たに以下の3つの処理をすることにより、インボイスの要件を満たした証憑かを判定します。  
また、適格判定の結果は仕訳一覧画面でも確認することが可能です。

## ① 登録番号のデータ化

記載されている登録番号をデータ化します。

## ② 国税庁のサイトから登録事業者の情報を取得

データ化した登録番号をもとに、国税庁の適格請求書登録事業者公表サイトから【登録事業者名】【有効期間】を取得します。

## ③ 適格判定を実施

データ化した取引日が、該当の登録事業者の有効期間内に含まれていることを確認できた場合に適格となるよう「適格判定」を行います。  
また、仕訳詳細画面に「適格判定を行う」ボタンを設置し、登録番号を手入力・編集したケースなどで再度適格判定を行うことができます。

### 編集画面イメージ

### 仕訳一覧画面イメージ

□	No	アイコン	適格判定	目的	摘要	借方勘定科目	借方補助科目	借方税率区分	借方金額	貸方勘定科目	貸方補助科目	貸方税率区分	借方額
□	1	🔴	⊕	23/09/01	セブンイレブン	消耗品費		課税仕入10%	¥1,500	現金		対象外	¥1,500
□	2	🟡	⊖	23/02/10	郵便局	通信費		対象外	¥430	現金		対象外	¥430
□	3	🟢	⊕	23/03/15	スターバックスコーヒー	食糧費		課税仕入10%	¥48,000	現金		対象外	¥48,000
□	4	🟠	⊖	23/05/01	ファミリーマート	消耗品費		課税仕入10%	¥110	現金		対象外	¥110
□	5	🟡	⊖	23/06/15	+	消耗品費		課税仕入(雑)8%	¥108	現金		対象外	¥108
						貸入金		対象外	¥122,500	前渡金	三井住友銀行	対象外	¥122,500

# インボイス制度対応の税区分設定

インボイス制度の導入後は、適格請求書のみが仕入税額控除の対象となり、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

データ化した取引が適格／非適格かどうかの判断をする必要がある課税仕入の税区分かどうかを判別するため、**税区分に「適格判定対象」の設定**を設けます。

デフォルトで設定されている課税仕入の以下の税区分については、自動的に「適格判定対象」の税区分となります。

- 課税仕入8%
- 課税仕入10%
- 課税仕入8%(軽)

その他  
インボイス制度  
対応

## ● 各種会計ソフトへの出力

STREAMEDが現在対応している国内17の会計ソフトでは、①仕訳インポート形式の変更または②税区分の追加をすることで、インボイス制度へ対応すると予想されます。今後、各会計ソフトの仕様に合わせて、随時①②の変更に対応予定です。また、インボイス制度対応の情報について、まだ開示をしていない会計ソフトが多いため、会計ソフトによっては対応完了に少し時間をいただく可能性がございます。

## ● データ化対応しない証憑

現時点では、適格返選請求書のデータ化の対応を予定しておりません。

※適格返選請求書とは、適格請求書発行事業者が売上返品や値引き、割引など売上の返還などを行った際、インボイス制度に合わせて交付する書類

## 編集画面イメージ

出力形式: STREAMED標準 (経費形式: 領収書・請求書) 変更 タイプ: 日付順

固定科目 税区分

< 1 > 1~16 / 全16件

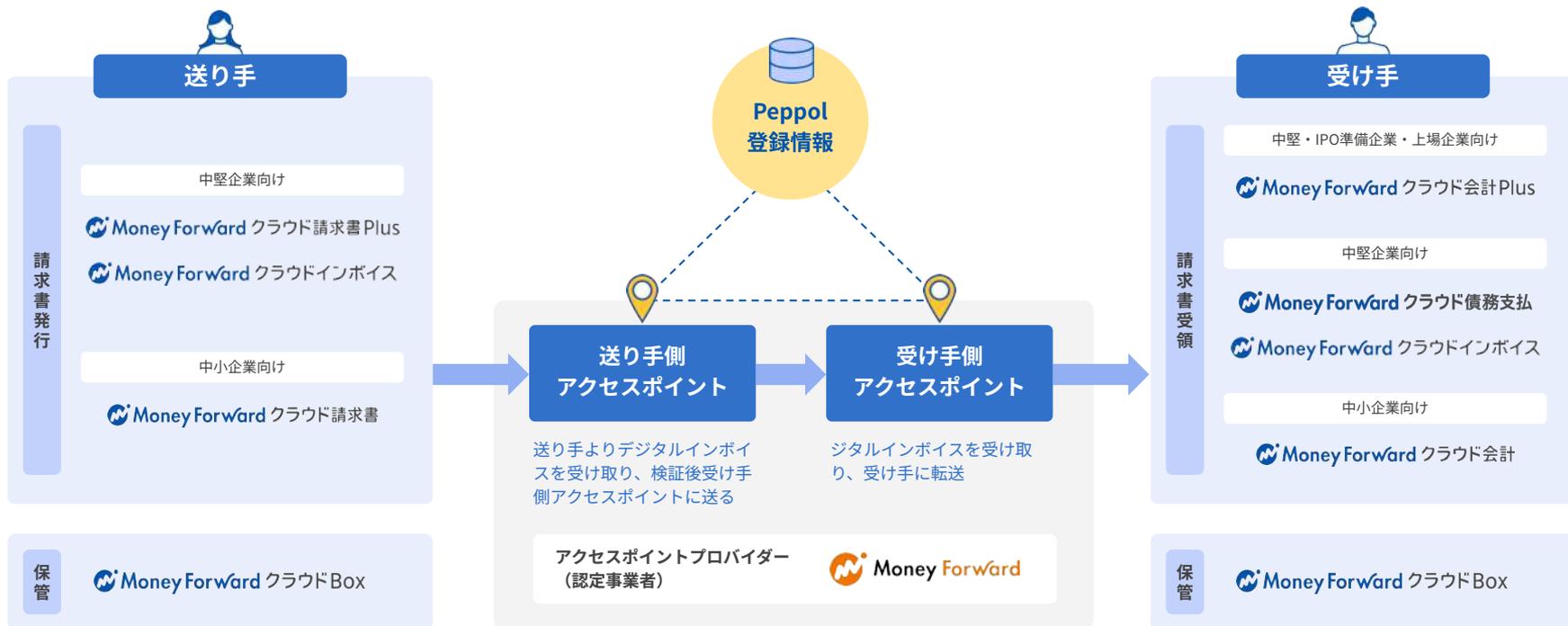
並び替え インポート エクスポート 更新 + 追加

<input type="checkbox"/>	適格判定対象	税区分	税率	税区分コード	税率コード
<input type="checkbox"/>		対象外	0%		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	課税仕入10%	10%		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	課税仕入8%	8%		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	課税仕入8%(軽)	8%		
<input type="checkbox"/>		不課税仕入	0%		
<input type="checkbox"/>		非課税仕入	0%		
<input type="checkbox"/>		課税売上10%	10%		
<input type="checkbox"/>		課税売上8%	8%		
<input type="checkbox"/>		課税売上6%(軽)	8%		

# Peppolサービスプロバイダーとしてデジタル庁より認定

デジタルインボイスの送受信に必要なアクセスポイントを、当社から提供することが可能になります。（開発中）

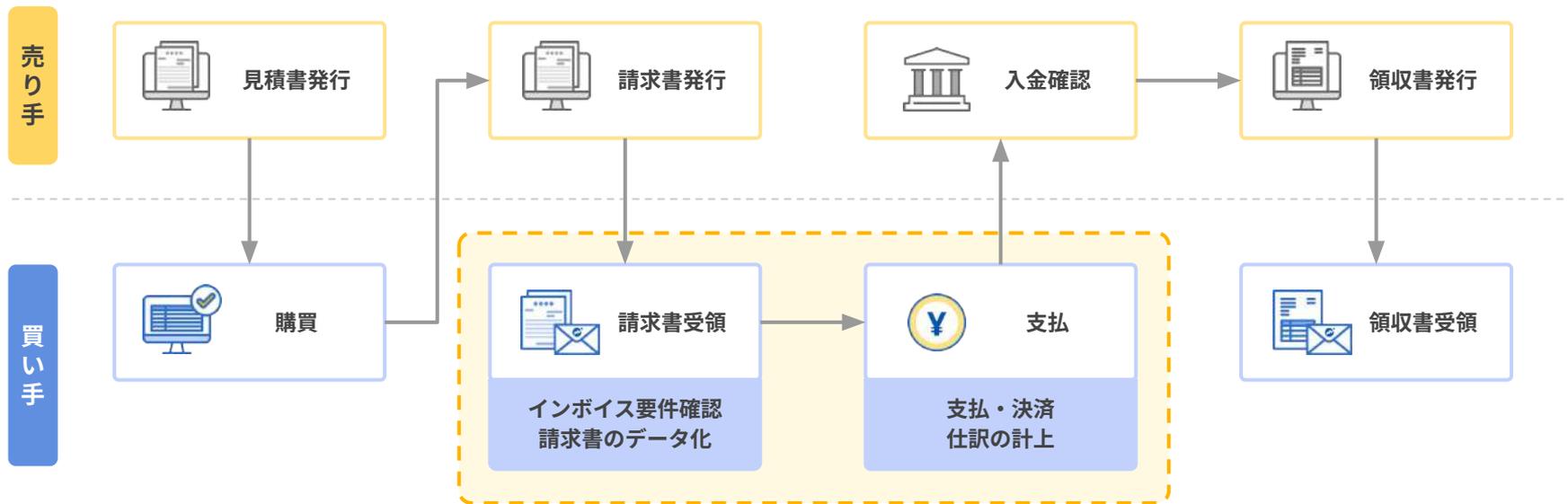
※当社は請求書（インボイス）などの電子文書をオンラインネットワーク上でやりとりするための、グローバルな標準規格である「Peppol（ペポル）」を管理する団体「Open Peppol」に所属しています。



## 決済関係をよりスムーズに

# 決済業務に関する業務フローへの影響

インボイス制度の開始により、従来の決済周りの業務に作業が増えることが予想されます。  
決済業務全体の負担を軽くする方法を検討しましょう。



# 受領請求書の作業が圧倒的に楽になるソリューション

## Money Forward クラウド債務支払

煩雑な紙の請求書処理をなくし、オンラインで完結することで、経理部の生産性が大きく向上できるサービスです。



請求書受領からデータ化・ワークフロー・会計処理まで一元管理！



# 受領した請求書処理の効率化

特長・機能

メール自動取込、AI-OCR機能、オペレーター入力などの多彩な機能により請求書処理後の業務を効率化いたします。

## 請求書メール自動取込

請求書送付先のアドレスを指定することで支払に必要な情報を自動で取込、下書きを作成。請求書受領後のデータダウンロードやアップロード等にかかる工数と煩雑さを解消いたします。



取引先

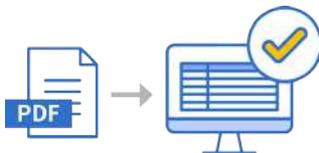


自動取込専用アドレスでメールを受信・転送するだけで自動処理

- 請求書ファイル取得
- 請求書データ解析
- 請求書データ文字化

## AI-OCR機能

独自開発のAI解析エンジンがAI-OCRが請求書を自動で読取。入力情報転記の手間を削減し、さらに手入力によるミスを防止することで業務効率を向上させます。



AI-OCR機能により請求に必要な情報を自動で読取

- 支払先
- 支払期日
- 請求金額

## オペレーター入力

取り込んだ請求書の入力代行をオペレーターが実施。さまざまな種類のフォーマットの請求書について、入力を代行することで煩雑な作業がなくなります。

請求書画像取込



オペレーター代理入力

請求書の内容に沿って「支払先の選択」「合計金額」を入力

下書き作成

ダブルチェックのもと、支払依頼申請の下書きを作成

# 多様な機能で経理業務を自動化

特長・機能

柔軟なワークフローや銀行振込処理API、仕訳/会計システムとの連携により経理業務を自動化し、各業務上の手間を廃止します。

## 柔軟なワークフロー

事前・各種申請から支払依頼・承認まで多段階の対応が可能。内部統制を強化できます。

ワークフロー設定は  
**10ステップ**まで

### 分岐ルール一例

- 経費科目含む/含まない
- 申請種類
- 費用負担プロジェクト
- 役職
- 申請合計金額以上/未満
- 費用負担部門
- 所属部門
- 貸方/借方勘定科目

## 銀行振込をAPIで自動化

独自の銀行振込API連携でネットバンキングに自動で連携不正の防止につながります。<sup>※1</sup>

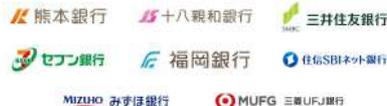
Money Forward クラウド債務支払

金融機関の更新系API



取引先

### 提携銀行一覧<sup>※2</sup>



## スムーズな会計システム連携

シームレスなクラウドシリーズ内連携と、外部システム連携も汎用的に可能です。

Money Forward クラウド債務支払

API/CSV連携

会計システム

Money Forward クラウド会計  
他社会計システム

<sup>※1</sup> 本連携には、インターネットバンキング口座が必要となります。各金融機関とお客様のご契約状況によりご利用いただけない場合がございますので、ご利用の金融機関に直接お問い合わせください

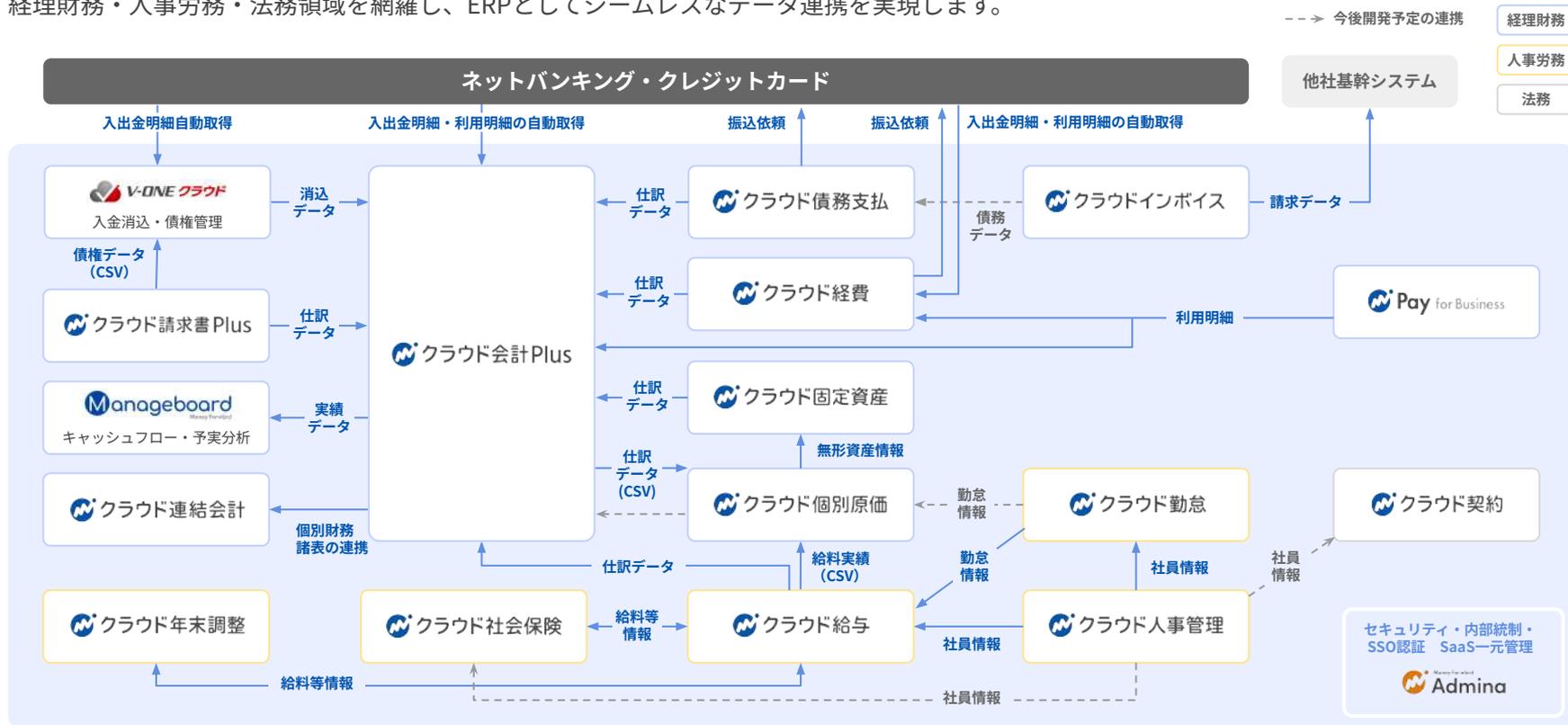
<sup>※2</sup> 上記以外のインターネットバンキングの場合手動で連携も可能です

# クラウド債務支払のインボイス対応

対応		詳細
会計ソフトとの仕訳連携	クラウド会計・確定申告	「インボイス経過措置」の情報も連携。クラウド会計・確定申告で仕入控除税額が計算されます。仕訳の摘要欄に「日付」「適格請求書発行事業者登録番号」「特例区分」「住所・所在地」が連携されます。
	クラウド会計Plus	「インボイス経過措置」「仕入控除税額」の情報も連携。クラウド会計Plusの消費税設定に従って仕入控除税額が計算されます。仕訳の摘要欄に「日付」「適格請求書発行事業者登録番号」「特例区分」「住所・所在地」が連携されます。
	他社会計ソフト	「費用計上仕訳」について、出力項目として「適格請求書発行事業者登録番号」「特例区分」などを設定できます。
OCR入力／オペレーター入力のインボイス制度対応		「適格請求書発行事業者登録番号」「税率ごとの明細行」の入力を追加。
支払依頼申請の詳細画面にある「合算仕訳」に項目を追加		支払依頼申請の詳細画面にある「合算仕訳」に、インボイス制度に関連する項目を追加。
「支払依頼申請」の詳細内に「税率別内訳」項目を追加		支払依頼の申請後の詳細画面に「税率別内訳」を追加 「税率別内訳」には、税率別に「小計（税抜）」「消費税額/仕入控除税額」「小計（税込）」が表示されます。
「承認」および「経理業務」の支払依頼の編集画面に「インボイス経過措置」項目を追加		「承認」および「経理業務」の支払依頼の編集画面に、「インボイス経過措置」の項目を追加。
「支払依頼申請」の明細項目に「取引日」および税率別の小計表示項目を追加		支払依頼明細ごとに「取引日」（※必須項目）を追加、申請画面の下部に「税率別の小計」欄を追加。
支払依頼の申請画面に「特例区分」および「適格請求書発行事業者登録番号」を追加		「適格請求書発行事業者登録番号」を入力すると、国税庁のAPIを通じて、入力した登録番号が国税庁に登録されているかを自動で判定。
「インボイス制度」メニューの新設		「仕入控除税額の端数処理」および「特例区分」の設定ができます。

# マネーフォワードクラウドERPの全体像

経理財務・人事労務・法務領域を網羅し、ERPとしてシームレスなデータ連携を実現します。



## まとめ

インボイス制度の処理自体はツールによって  
**ひと手間 ふた手間**で対応することができる

● ● ● ● ● ●  
**誰が・いつ・何を**するか  
明確にすることが大事



## お役立ち資料のご紹介

# おすすめダウンロード資料

## 顧問先がそのまま使える インボイス制度「対応チェックリスト」



インボイス制度の概要の説明に加え、対応に必要な準備のチェックリストをご用意しました。顧問先様へそのまま共有できるので、インボイス制度を0から説明しつつ、インボイス対応準備まで足並みをそろえて行うことができます。

[ダウンロードはこちら >](#)

## インボイスを機に顧問料の見直し すぐに使える「料金表」と「提案資料」



インボイス制度によって、会計事務所及び顧問先の記帳業務の工数増加が見込まれます。料金表の必要性や具体的な設定方法についてご紹介いたします。資料内容をもとに、各事務所でカスタマイズできる「料金表」や「顧問先への提案資料」のサンプルデータもセットでご用意しています。

[ダウンロードはこちら >](#)

## 会計事務所様専用 お役立ち資料 ダウンロードサイト



会計事務所様向けのお役立ち資料をまとめたサイトです。法令改正以外にも、事務所運営ノウハウや他事務所の事例などさまざまな種類をご用意しております。

[ダウンロードサイトはこちら >](#)

# 公認メンバー制度のご紹介

公認メンバー制度とは土業と顧問先の生産性向上を支援するパートナープログラムです。  
サービスの活用サポートに留まらず、インボイス対応の業務フロー設計など、みなさまの課題に専任担当者が伴走支援いたします。

## 特典1 事務所向け 顧問先管理画面の提供

すべての顧問先様が利用しているサービスや活用状況が一覧で確認できる、土業事務様向けの管理画面をご提供します。



## 特典2 マネーフォワードクラウド 自社利用アカウントの提供

「まずは自社で試してみたい」という土業様向けに、自社バックオフィス用として、マネーフォワードクラウドのサービスをご利用いただけるアカウントを1社分ご提供します。



これらの他にもクラウド給与など複数ソフトをご利用いただけます。

## 特典3 専任担当による 定着・活用サポート

- 各種サービスの利用方法・定着サポート
- インボイスなど法令改正に伴うサービス活用方法のご提案
- 学習動画やマニュアルのご提供



公認メンバーの種類によってサポート内容が異なります。

お問い合わせはこちらから >



## ココロ動かすクラウド

効率や便利だけじゃない。

その先にあるお客さまの未来を描くことに、

私たちマネーフォワードクラウドの使命はある。

目指すのは、人が動かす「あたたかいクラウド」。

お客さまとことん寄り添い、対話から課題を見出し、

解決の手段を探求する。

使うたびにワクワクできるサービスで、仕事の質と時間を変え、

お客さまの人生を大きく前へと動かしていく。

本資料に記載された情報はマネーフォワードが信頼できると判断した情報源を元にマネーフォワードが作成したものです。その内容および情報の正確性、完全性等について、何ら保証を行っておらず、また、いかなる責任を持つものではありません。本資料に記載された内容は、資料作成時点において作成されたものであり、予告なく変更する場合があります。本資料はお客様限りで配布するものであり、マネーフォワードの許可なく、本資料をお客様以外の第三者に提示し、閲覧させ、また、複製、配布、譲渡することは強く禁じられています。本文およびデータ等の著作権を含む知的財産権はマネーフォワードに帰属し、事前にマネーフォワードの書面による承諾を得ることなく、本資料に修正・加工することは強く禁じられています。